

平成28年 第2回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成28年7月28日)

茨城県南水道企業団議会

平成28年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成28年7月28日(木) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団職員の退職管理に関する条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

報告第1号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第2号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

日程第4. 一般質問

出席議員	議長	5番	柳井哲也	議員
		1番	花嶋美清雄	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	伊藤裕一	議員
		4番	尾野政子	議員
		6番	鈴木かずみ	議員
		7番	石引礼穂	議員
		8番	椎塚俊裕	議員
		9番	深沢幸子	議員
		10番	杉野五郎	議員
		11番	岩澤信	議員
		12番	染谷和博	議員
		13番	佐藤隆治	議員
		14番	結城繁	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
石 橋 大 輔	代 表 監 査 委 員
根 本 昌 実	事 務 所 長
細 谷 雄 一	次 長
唯 根 正 敏	次 長
野 中 治	経 営 企 画 課 長
川 井 克 治	会 計 課 長
萩 原 勉	業 務 課 長
秋 田 浩 樹	工 務 課 長
本 多 裕 之	管 理 課 長
腰 塚 信 行	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

雑 賀 勇	局 長
杉 本 弘 樹	係 長
棟 方 章 太	書 記

平成28年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団職員の退職管理に関する条例について
- 議案第 2 号 茨城県南水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 報告第 1 号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

平成 28 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 問 の 要 旨
1 伊藤裕一	<p>1 議案第 3 号経営比較分析表について</p> <p>1. 経営比較分析表から見た茨城県南水道企業団の特徴、平成27年度における数値の変化、今後の公開予定時期を伺う</p>
2 鈴木かずみ	<p>1 議案第 1 号企業団職員の退職管理に関する条例について</p> <p>1. 企業長等の管理者については含まれないのか。団体によっては規則等によって別に定めているようだが</p> <p>2 議案第 3 号平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>1. 決算書 P 37 給水収益及び受水費について</p> <p>①前年度比で給水収益はプラス2,382万170円である。この給水収益増加に関連して受水費も増加すると思われるが、受水費はマイナス737万5,582円、マイナス13万8,242m³と減少している。これらをどのように分析しているのか</p> <p>2. P 13 剰余金処分計算書について</p> <p>①特別修繕積立金への積み立て、1 億円の計上について。1 億円積み立ての目的と経緯について</p> <p>3. 水道料金の引き下げについて</p> <p>①水道料金の引き下げについての検討はされなかったのか</p>
3 杉野五郎	<p>1 議案第 3 号</p> <p>1. 当該決算における損益分岐点（収益・給水量）は如何ほどか。但し、長期前受金（429.6百万円）を除く</p> <p>2. 近年の損益分岐点の推移と今後の動向は</p> <p>3. 近年の損益状況の推移と今後の動向は</p> <p>4. 「審査意見書」に劣位にあると指摘されている管路更新ペース、管路更新率の類似団体との比較状況は</p> <p>5. 「審査意見書」に対しての企業長の所見は</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 佐藤隆治	<p>1 利根川水系の取水制限について</p> <p>1. 記録的な渇水により、利根川水系で10%の取水制限が実施されているが、今後さらに引き上げられる可能性がある。住民への影響及び企業団の対応について</p> <p>2 スタンドパイプの活用について</p> <p>1. 住民の防災意識の高まりにより、火災時の初期消火をスタンドパイプを利用し、自主防災組織が行うことが有効であるとの意見が出ています。消火栓を使つての住民の初期消火活動についての企業団の考えを伺いたい</p> <p>3 配水管布設工事の進捗について</p> <p>1. 住民の皆様から要望される配水管布設について、現要望件数と今後の対応について</p>
2 鈴木かずみ	<p>1 鉛管、石綿管の布設替え工事について</p> <p>1. 現状と計画について</p> <p>2. 有収水量を上げる効果との関係で、今後の目的を持った計画について</p> <p>3. 土浦などの他団体での実績をどうみるか</p> <p>2 構成団体の災害時二次避難場所の加入状況について</p> <p>1. 構成団体の災害時二次避難場所の加入の現状、努力および計画について</p> <p>2. 配管の計画について</p> <p>①例えば、牛久福祉センターに接続するには、あと約2、3キロ必要とのこと。年次計画を持つ事は可能か</p>
3 杉野五郎	<p>1 「地域水道ビジョン」実現の方策</p> <p>1. 当該ビジョンの5年毎の見直しの進捗状況は</p> <p>2. 損益分岐点を低めるため、換言すれば、持続可能な水道事業に必要な財源を確保するための抜本対策は</p>

午後 1時30分 開 会

○柳井哲也 議長

ただいまから平成28年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数14名、定足数に達していますので、会議は成立します。
これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○柳井哲也 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、10番 杉野五郎議員、11番 岩澤信議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○柳井哲也 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思いを。ご異議ありませんか。
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号～議案第3号、報告第1号～報告第2号

○柳井哲也 議長

日程第3、議案第1号から議案第3号及び報告第1号、並びに報告第2号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。
<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日は、平成28年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご参集いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。
本会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。
毎日の暮らしに欠かすことのできない水道は、安全・安心でおいしい水を安定して供給することを使命としておりますが、水道事業を取り巻く環境は、東日本大震災以降、生活

に欠かせないインフラである水道施設を、地震などの災害に強い強靱な施設として再構築していくことの重要性がより高まっております。

当企業団の水道事業におきましても、昭和39年に給水開始以来、52年目を迎えますが、高度成長期に整備した管路や配水施設の多くが老朽化しており、耐震化を含む老朽施設の更新には今後多額の費用が見込まれ、財政面においてもより一層厳しさを増していくものと認識をしております。

このような中、当企業団の平成27年度決算においては、当年度利益が6億9,918万円となっております。これにつきましては、平成26年度から適用となりました公営企業会計制度によりまして、資金の伴わない利益であります長期前受金戻入の影響が大きく、これを除きました実質の純利益としては2億6,950万円となります。

監査委員の意見書にありますとおり、一見すると経営状況が改善されたように見える数値であることから、今後においては、新たな財務指標による正しい経営判断で、更新事業の適正な財源を確保していくことが重要になってまいります。

議員の皆様には、当企業団水道事業の実態としての経営状況も、あわせてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程いたしました案件は、議案3件、報告2件の計5件でございます。

それでは、各案件の概要をご説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

企業団職員の退職管理の制定は、地方公務員法の一部改正で新たに制定されたことにより行うもので、主な内容といたしましては、退職者の管理に関する規制で、離職後も企業団及びその職員に対して、影響力を有する元職員が依頼等の働きかけをすることにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから、期間を定め規制するものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この一部改正は、引用条項である地方公務員法第24条第6項が第5項に移動することにより行うものです。今回の地方公務員法の一部改正では、同法第24条第2項が削除されたことにより、それ以降の項が繰り上がり、第6項が第5項に改正されたものであります。

次に、議案第3号は、平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は10万2,657戸となり、前年度末より1,308戸の増となりました。給水人口は24万2,600人で、普及率は84.0%となっております。

年間総給水量につきましては2,534万2,096立方メートルで、前年度より13万8,242立方

メートルの減となりました。有収率につきましては91.1%で、前年度から1.0ポイントの増となっております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。

水道事業の総収益は税込み額で60億3,139万7,557円、総費用については税込み額で52億4,119万5,988円となり、税抜きでの損益は6億9,918万7,133円の純利益となりました。これは、先ほども申し上げましたが、会計基準の変更により、収益として長期前受金戻入4億2,968万490円を計上したことが主な要因であります。

次に、剰余金の処分案についてであります。8億1,175万8,042円の未処分利益剰余金についても、大部分が会計基準の変更によって発生した資金裏付けのない利益であります。よって、この利益処分については、資金裏付けのあるものと裏付けのないものを明確に区分する必要があり、経営判断上、重要な部分となるものであります。

資金裏付けがない長期前受金戻入分や、補填財源として使用した減債積立金分は自己資本金に組み入れ、資金裏付けがあるものにつきましては、建設改良積立金へ1億6,950万6,643円、特別修繕積立金へ1億円をそれぞれ積み立てるものであります。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。

収入は3,973万7,875円、支出については14億5,172万3,746円となっております。

収入額のうち翌年度への繰越工事資金84万円を除きますと、収入額は、支出額に対し14億1,282万5,871円が不足いたしましたので、その補填財源としましては、過年度分損益勘定留保資金が12億809万5,672円、減災積立金が1億1,257万909円、繰越工事資金が448万741円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が8,767万8,549円となっております。

次に、報告第1号は、平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等15件で2億3,360万4,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成27年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○柳井哲也 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第3号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

○石橋大輔 代表監査委員

それでは、審査意見書でございますが、審査の概要としまして、(1) 審査日、平成28年6月8日水曜日に行いました。審査の場所につきましては、茨城県南水道企業団会議室で行いました。

審査の手續といたしましては、次のとおりです。

この審査に当たっては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき企業長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、当企業団水道事業の運営が法第30条の趣旨に従っているかどうかを主眼として実施した。

続きまして、審査の結果でございます。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認める。

(1) 総括事項、水道事業における近年の環境は、節水器具の普及や産業構造の変化、人口減少などにより使用水量は減少傾向にあり、料金収入の大幅な増加が見込めない状況となっている。一方で、施設の更新やサービスを向上するための投資は、将来経営に大きな影響を及ぼすものとなっている。

このような中、当企業団の収支状況は、総収益56億1,871万6,717円、こちら税抜きの数字でございますが、に対し、総費用は49億1,952万9,584円であり、6億9,918万7,133円の純利益となった。

黒字要因は、新会計基準の適用により計上されることとなった現金を伴わない利益としての長期前受金戻入4億2,968万490円が主なところだが、ほかの要因として、収益では前年比で給水収益が2,382万170円、0.5%の増、給水加入金が3,362万8,203円、13.8%の増となったこと、費用では、前年比で受水費、動力費、薬品費合計で1,699万373円、0.6%の減、修繕費が1,178万1,281円、5.7%、減価償却費が3,541万9,328円、3.0%の減となったこと等が挙げられる。

財政状況については、安全性を示す主要な財務比率を見ると、資金残高比率対給水収益比率が101.5%、前年96.2%、また、年間の資金繰りを示す流動比率は545.7%、前年は567.2%、短期支払い能力を示す当座比率については536.7%、前年548.4%と、財政状況は引き続き良好な状態が維持されているものと判断される。

しかしながら、保有施設の老朽化の度合いや更新工事を適切に行えているかを示す指標を見ると、資産の老朽化度合いを示す有形固定資産減価償却率及び管路の老朽化度合いを

示す管路経年化率は、類似団体平均と同程度の数値であり、過去5年の推移も類似団体と同様の傾向にあるにもかかわらず、管路更新ペースや状況を示す管路更新率は類似団体と比較して劣位にある。これは、財政基盤を固めることを重視し、全体的に工事を絞ってきた中で、各工事の優先順位を決めた結果、更新工事を抑えてきたことにもよるが、管路更新率を上げることは、当企業団が取り組むべき課題の一つであろうと判断される。

(2) 審査意見です。ア、水需要の増加は期待できない状況の中、収益の柱である給水収益については、前年度に対し2,382万170円の増加となっているが、長期的には減少傾向にある企業等大口需要者の使用水量の今後の推移などに注意していかなくてはならない要因も見られる。水需要は人口動向及び景気等の社会経済情勢などに影響されることから、効率的な事業運営の推進のため、引き続き的確な需要予測に努めるとともに、損益分岐点を意識しながら経常経費の削減に努め、総合的な経営分析を行い、経営基盤の強化を図りたい。

イ、新会計基準改定後は、新たな財政指標による経営判断が重要となるが、特に公表が義務づけとなった経営比較分析表の数値については、会計上の利益である長期前受金戻入が影響し、一見すると経営状況が改善されたようにも見える数値であることから、正しい分析をされ、十分な説明をもって対応されたい。

ウ、といたしまして、老朽化が進む管路配水施設の適時適切な更新のため、また施設の耐震化のため長期にわたる多額な支出が予想されるので、適正な財源を確保できるよう長期的な財政計画及び建設投資計画の策定をするとともに、水道ビジョン基本計画等に基づき一層の経営効率化を図り、水道水の安全性及び信頼性の確保に努め、良質な水の安定供給に努められたい。

エ、といたしまして、入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率は、その平均で94.4%であった。一般的には、落札率が95%を超えていると適正な競争原理が働いていない可能性が高いと言われることもあり、疑念を抱かれるおそれがないよう、引き続き適正かつ透明性の高い契約事務の運営に努められたい。以上でございます。

○柳井哲也 議長

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

石橋監査委員が所用のため退席をいたします。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 1時50分

○柳井哲也 議長

会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。3番、伊藤裕一議員。

<3番、伊藤裕一議員 登壇>

○3番（伊藤裕一 議員）

初めての議案質疑となります。議案第3号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について伺います。

県南水道のホームページを拝見させていただきましたところ、経営健全性や老朽化の状況などの数値を他の類似団体と比較した経営比較分析表という用紙一枚にまとめた資料が掲載されておりまして、こちらは、全国の地方公営企業で平成26年度決算から新たに策定されるようになったと伺っております。

この経営比較分析表を見ますと、1の④企業債務残高対給水収支比率、すなわち債務残高のことですが、こちらの割合が低い一方で、2の③、先ほどもお話がありましたけれども、管路更新率が低いこと、この2点が特筆すべき点かと推察いたしました。

執行部におかれましては、経営比較分析表から茨城県南水道企業団の特徴をどのように捉えておられるのか。さらに、決算認定前でもありますので、現在のところ公開されているのが平成26年度分のみであります。分っている範囲で、平成27年度の決算では経営比較分析表掲載の数値に顕著な変化があったのか否か。そして、平成27年度決算分経営比較分析表の公開予定時期はいつごろなのかをお伺いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

事前に資料としてお配りしております経営比較分析表は、昨年総務省からの通達で、全国全ての水道事業体で公表を義務付けられたもので、当企業団も本年2月よりホームページ上で公表しております。

公表の目的については、経営の健全性、効率性と、老朽化の状況を示す11の指標から、各事業体と類似団体の経営内容を比較して、現状と課題等を住民の皆様に周知し、ご理解をしていただくことが趣旨となっております。この表は、給水人口が15万人以上30万人未満の団体が対象となっております。

最初に、経営比較分析表から見た企業団の特徴についてですが、企業債務残高対給水収益比率と管路更新率が、類似団体平均と比較して大きく離れているところが特徴となります。

この要因につきましては、約10年前に現金預金が減少して、財政状況が非常に厳しい時期があったため、将来の大量更新時期に備えて、まずは体力を戻すという目的から、新たな借入れを行わず、工事の優先順位をつけて支出を抑えてまいりました。この結果、債

務残高の割合が低い一方、管路更新率が低い数値となっております。

このことから、今後は、起債を有効に活用して、自己財源とのバランスを見極めながら管路更新のペースアップを図っていきたいと考えております。

次に、平成27年度の数値の変化についてであります。有収率が1%向上したことなどにより、経常収支比率が3%、料金回収率が3%、給水原価が5円それぞれ改善しております。また、前年度と比較して配水管布設替工事費が約3億円増えたことで、更新率が0.1%向上しました。しかし、平成27年度に布設後40年を経過した管路が新たに46キロメートル増えたことで、管路経年化率が3%悪化していることなどが主なところであり、

次に、平成27年度分の公表予定時期につきましては、総務省から明確な時期は示されていないため未定であります。昨年度分の公表が2月末であったことから、同時期であるかと思われ、以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤裕一議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

議案第1号の企業団職員の退職管理に関する条例についてです。企業長等の管理者についてはこれに含まれていないということですが、その点について伺いたいと思います。団体によっては、規則等によって別に定めているようですが、そのような検討はされたのでしょうか。

なぜこのような質問をするのかといいますと、現にそのような事例がありまして、牛久では元市長がやめられても契約の案件等について職員の携帯に電話をかけてきている。だんだん出なくなると、名前を変えて市役所の電話からかけてくるなどのことが実際に起こっていると聞いております。普通ではあり得ないことですが、実際に起きているわけです。

このようなことを防止するためにも、企業長及び副企業長等の管理者についても規則等の何らかの形で盛り込むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。既に稲敷広域組合では規則等に盛り込むことが検討されていると聞き及んでおりますが、見解を伺います。

次に、議案第3号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてです。決算書37ページ、給水収益及び受水費についてです。27年度決算において、前年度比で給水収益はプラス2,382万170円ですが、この給水収益増加に関連して、県から購入する受水費も当然増加すると思われるところですが、見てみますと、この受水費はマイナス737万5,582円、マイナス13万8,242立方メートルと減少しています。給水収益と受水費の関係について、これらをどのように分析をしているのか伺います。

次に、決算書の13ページですが、剰余金処分計算書案についてです。特別修繕積立金への積み立て1億円の計上について、1億円積み立ての目的と経緯について伺います。

3点目に、水道料金の引き下げについてです。27年度決算において、純利益は6億9,918万円、会計制度変更による長期前受金戻入4億2,968万円を差し引いても約2億6,900万円の純利益となっています。剰余金処分計算書案を見ても、市民の願いである基本料金10立方メートル以下の使わない分の使用料を払っている世帯に対する対策、対応は見てきません。水道料金の引き下げについての検討はされなかったのかどうかということについてお伺いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、企業団職員の退職管理に関する条例は、企業長などの管理者は含まれないのかについてであります。この条例は、地方公務員法の改正に伴い、茨城県南水道企業団職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもので、主な内容としましては、営利企業などに再就職した元職員に対し、離職前の職務に関する現役職員への働きかけの規制及び再就職情報の届け出の義務を定めるものであります。

地方公務員法は、同法第4条第2項において、特別職に属する地方公務員には適用しないと定めております。したがって、今回制定する条例は職員のみに対する規制などになり、企業長などの管理者は対象外となります。

次に、給水収益が増加したにもかかわらず、受水費が減少した理由についてであります。給水収益が前年度から増加したということは、使用された水が増えたことを意味しますので、それに比例して受水費も増えるということが通常の関係性であります。しかし、平成27年度は有収率が前年と比較して1%向上したことにより、年間総有収水量が11万9,959立方メートル増加したにもかかわらず、年間総給水量は13万8,242立方メートル減少しました。その結果として、給水収益が2,382万170円の増となり、受水費が737万5,582円の減となりました。

また、総給水量の減少に伴い、動力費が853万8,366円、薬品費が107万6,425円それぞれ減少しました。総給水量の増減は、受水費のみではなく、動力費や薬品費にも影響しますので、今後も有収率が向上するよう努力してまいります。

次に、特別修繕積立金へ1億円積み立てする目的と経緯及び水道料金の引き下げについての検討はされなかったかとのことですが、1億円の積み立ては、鉛給水管布設替工事の財源に充てるためであります。

鉛給水管布設替工事は、建設改良工事とは違い、3条予算の修繕費で予算を執行してお

ります。ここ数年の老朽化による主要幹線の大規模漏水に多くの修繕費用が充てられている関係で、鉛給水管布設替工事が計画どおりに施工できず、進捗に遅れが出ております。

このことから、平成27年度決算において生じた2億6,000万円強の資金の裏付けがある利益のうち、1億円を特別修繕積立金へ積み立てし、鉛給水管布設替工事の財源に充てることで、施工ペースの加速化を図っていきたいと考えております。

また、料金引き下げの検討については、近年、新聞、テレビなどで報道にもありますように、水道事業体の抱える大きな課題である老朽化した水道施設の更新には莫大な費用が必要となってくることから、更新費用の財源を確保することが重要と考えております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

企業団職員の退職管理に関する条例についてですが、特別職には適用しないという答弁でしたけれども、普通ではあり得ない、まさに論外の話であって、でも、その論外で済まされないということが現実には起きているわけです。今後起きないと断言することもできない状況もあるわけで、特別公務員である首長、企業長等についても、規則または要綱で定めてはならないという規定でもあるのかどうか、条例で難しければ規則や要綱、何らかの形で検討すべきと考えます。

もしそのようなことが起きれば、職員の皆様方も大変な被害者になる可能性が出てくるわけで、それを防ぐためにも定めておく必要が今あるのではないかと考えますが、その点について再度伺います。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員のお話にあるような前管理者から当企業団職員への働きかけはなく、当然、それ以前の管理者からも過去に一切ございません。現時点において、龍ヶ崎市以外の構成市町ではまだ未制定であるため、今後、その動向を注視し、当企業団運営の公正性及び透明性を確保できるよう対応していきたいと考えております。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、杉野五郎議員。

< 10番、杉野五郎議員 登壇 >

○10番（杉野五郎 議員）

議長への通告に従い、質疑を行います。

議案第3号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算書についてであります。通告書の発言要旨に記載しておりますように、5項目ございます。これらの質疑につきましては、日程第4の一般質問へと論議を進め、政策提言へと発展できればと思っております。

それでは、1項目めの質疑の目的ですが、当該決算の基本的な損益構造を正確に認識しておくことが、当該水道事業を経営していく上での根幹と思うからであります。

1項目めの質疑内容です。当該決算における損益分岐点、収益、給水量はいかがでしょうかということでありまして、お示しください。

審査意見書2、審査意見のアの文中に、損益分岐点を意識しながら、経常経費の削減に努め、総合的な経営分析を行い、経営基盤の強化を図りたいと先ほども指摘されていらっしゃいました。この損益分岐点についてであります。つまり損益がゼロになる点のことを言うわけでありまして、当該企業団の本業である収益たる給水収益をどれほど得られれば、換言しますと、固定費を限界利益率で除した数値になるわけですが、算出に当たっては資金裏付けがない長期前受金戻入分4億2,900万円は除外してください。

続いて、2項目めの質疑に移ります。近年の損益分岐点の推移と今後の動向についてであります。つまり当該質疑の目的は、損益分岐点が改善されているかどうかであります。過去3年の推移についてお示しください。また、あわせて今後の動向についても見通しのほどをお示しください。

続きまして、3項目めは、前の質疑と連動しますが、過去3年の損益状況の推移と今後の動向についても、その見通しについてお示しください。

続きまして、4項目めでございます。審査意見書の（1）総括事項の後段に言及されていることについてであります。保有施設の老朽化の度合いや更新工事についてであります。

資産の老朽化度合いを示す有形固定減価償却率及び管路の老朽化度合いを示す管路経年比率は類似団体平均と同程度の数値であり、過去5年の推移も類似団体と同様の傾向にあるにもかかわらず、管路更新ペースや状況を示す管路更新率は類似団体と比較して劣位にあると指摘されております。この件についてお伺いいたします。管路更新ペース、管路更新率の類似団体との比較状況についてであります。その事由についても、あわせてお示しください。

なぜこのようなことをお聞きするかと申し上げますと、ご承知のとおり、インフラの更新については、今日的重要な課題の一つであるからであります。

最後になりますが、当該決算書に付されております審査意見書全般についてでございます。

私は、当該企業団議会議員に龍ヶ崎市市議会より選出されて2年目に入りますが、当該審査意見書が、決算書全体を俯瞰され、的確に分析の上、当該企業団の問題、課題を指摘され、まとめられていることに大変感服しております。と同時に、監査委員の両氏に敬意を表したいと思っております。一度、別の機会に審査意見書の内容等についてご意見を伺いたいと思っております。その際にはよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、今定例会では、企業長に登壇願ひまして、この審査意見書の内容、指摘事項等全般についてどう受けとめられているか、ご認識、ご所見のほどをお聞かせいただければ大変ありがたいと思っております。

以上で質疑を終わりますが、冒頭で申し上げましたように、この続きは一般質問にて焦点を絞り論議したいと考えておりますので、後ほどよろしくお願ひいたします。質疑を終わります。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

当該決算における損益分岐点についてであります。最初に、算出の条件としまして、対象とする事業とその費用について申し上げます。水道事業の場合は、給水収益だけの売り上げを対象としまして、変動費用は、経常費用のうち受水費の使用料金分、動力費、薬品費としております。

まず、平成27年度決算の損益分岐点は49億7,000万円と算出されましたが、給水収益は47億7,500万円であるため、損益分岐点に2億円満たないことから、本業である給水収益の経常損益は赤字ということになります。

次に、近年の損益分岐点の推移についてであります。平成25年度が51億6,700万円、平成26年度が51億200万円となっております。また、この3年間で損益分岐点が下がってきている主な要因としましては、有収率が向上していることが挙げられます。

今後の動向につきましては、これまで一定の経費削減を進めてきたことから、費用の50%以上を占めている受水費の値下げがなければ、平成27年度と同様な数字で推移していくものと考えられます。

次に、近年の損益状況の推移であります。長期前受金戻入を差し引いた経常損益は、平成25年度が3億957万2,373円、平成26年度が1億1,925万6,089円、平成27年度が2億6,974万3,978円となっております。

今後の動向につきましては、人口減少に伴う給水収益の減少や加入金の減少が予想されますので、近い将来には厳しい状況になると考えられます。

次に、審査意見書で指摘されている管路更新ペース、管路更新率の類似団体との比較状

況についてであります。先ほど伊藤議員の質疑でも触れましたが、当企業団の平成27年度の管路更新率は0.43%、類似団体平均は平成26年度の数字で0.72%でありますので、平均値と比較しますと低い状況にあります。

また、管路更新ペースの比較については、管路経年化率の指標もあわせて確認する必要があります。管路経年化率は類似団体平均と同程度であることから、更新のペースは遅れている状況にあると考えられます。

この遅れている理由につきましては、過去に財政状況が非常に厳しかった時期がありましたので、改善を図るために工事の優先順位をつけて支出を抑えてきたことによるものであります。以上であります。

○柳井哲也 議長

審査意見書に対しての答弁を求めます。藤井信吾企業長。

＜藤井信吾 企業長 登壇＞

○藤井信吾 企業長

それでは、杉野議員のご質疑に答弁させていただきます。

審査意見書に対しての所見ということですが、今回、監査委員より示された内容につきましては、当企業団の置かれております現状と課題を的確に分析されたものであり、本格的な維持管理の時代を迎えるとともに、水需要の減少に伴い経営環境が厳しさを増している中で、健全経営を継続していくための貴重なご意見をいただいたものと認識しております。

また、今後の更新事業に必要な財源を確保していくには、水道事業の経営が現在から未来に向かってどのように変化していくかを把握して、住民の方々にも説明していく義務があることから、中長期的な視点に立った水道施設の更新と、資金確保を実現するための仕組み作りが求められているところでございます。

特に今回の意見書の中で取り組むべき課題として指摘を受けております管路更新ペースの遅れを示す指標等につきましては、当企業団のホームページ上で公表されたことで、他の類似団体との比較が可能となり、客観的な視点で分析ができるようになりました。

今後は、給水区域内の水需要が減少し、当企業団の財政状況が厳しさを増すことが予測されます。こうした中にあっても効率的な事業運営を進めていくためには、継続的な経費削減はもとより、審査意見書等の指摘事項を十分に踏まえた上で、さらなる健全経営を目指して取り組んでいく必要があると考えてございます。以上でございます。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで杉野五郎議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○柳井哲也 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。鈴木かずみ議員。

< 6 番、鈴木かずみ議員 登壇 >

○6 番（鈴木かずみ 議員）

議案第3号に対する反対討論です。安倍政権は、アベノミクスの生命線である株高をつくるために、公的年金積立金を投機資金が暴れ回る株式市場につぎ込み、損失額は10兆円にも上ると言われています。国民が払ってきた年金保険料です。暮らしの最低保障を図る年金の資金で株を買う国がどこにあるのでしょうか。

77歳でひとり暮らしの方は、年金9万円、家賃や光熱水費を払うと残りは2、3万円、わずかな年金も月2,000円ほど減っていて暮らしていけない。少しの貯金を生活費に取り崩す日々と言います。

私どもは、この春に市民アンケートを実施しましたが、「生活が苦しくなった」、「高い水道料金を下げてほしい」と面々と要求が書かれていました。長年にわたってこの問題を取り上げていますが、根本の問題は県の受水費が高いことであることは明白であり、企業団も、関係団体とともに引き下げ要望の行動も続けられているところです。

損益勘定を見ても、総費用の約50%を県から買う水、浄水費が占めていることは異常であります。これでは企業団の経営も苦しさから脱却することは困難であります。

こうした国や県の現場の団体に対する締めつけ、国民の生活を無視したやり方を認めるわけにはいきません。よって、議案第3号に反対します。

○柳井哲也 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

そのほかありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

○柳井哲也 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○柳井哲也 議長

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団職員の退職管理に関する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 茨城県南水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計の決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

賛成多数であります。したがって、議案第3号は原案のとおり認定及び可決しました。ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後2時40分といたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時42分

○柳井哲也 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇日程第4 一般質問

○柳井哲也 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。13番、佐藤隆治議員。

<13番、佐藤隆治議員 登壇>

○13番（佐藤隆治 議員）

皆さん、改めましてこんにちは。13番の佐藤隆治でございます。取手市議会議員でございます。きょうは、3点ほど通告をさせていただいておりますので、通告の順番に従って質問をさせていただきたいと思っております。取手市議会同様に県南水道議会も皆さんが緊張感を持ってやっておられるので、緊張しつつも、きょうは原稿というものを特別用意しない、箇条書きで質問に臨ませていただきます。いろいろな質問が前後するかもしれませんが、どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、利根川水系の取水制限についてでございます。

きょうのお昼のNHKのニュースを見ておりますと、やっと気象庁が梅雨明け宣言を発表したという報道がありました。平年よりは7日遅く、そして昨年よりは18日間遅い梅雨明けであったと。6月5日に梅雨入りを発表しておったわけですが、昨年よりは2日遅く、そして平年よりも3日早い梅雨明けでございました。日数にすると53日間ということで、平年よりは10日間長い梅雨の時期であったなと思っておりますが、降ってほしい雨がしっかりと降る日が少なかった割に、降ってほしいなと思うと集中豪雨のような、これでは取手市の中においてもいろいろ困りごとが出るのではないかと心配のような雨の日もございました。

そういった中で、きのう、私、6号国道を上って走っていくと、取手警察署のちょっと先のところの道路沿いに電光掲示板があります。そこを見ると、普通は、シートベルトをしましょうとか、携帯電話をやめましょうという掲示板となっているところが、水がピンチ、節水にご協力を、利根川水系取水制限10%と、そういう文字が書かれており、水不足が本当に深刻な問題なのかなと思っております。

また、県南水道のホームページを拝見すると、トップページに、6月16日午前9時より利根川水系において10%の取水制限が実施されました。制限実施に伴い利用者の皆様に節水をお願いしますと、そういう記事が載っており、これから夏本番に向けて、本格的に雨が降らなくなったときに、この水不足がどのように影響するのかということをお私は大変心配しており、今回の質問に至ったわけでございます。

最初の質問として申し上げたいのは、この取水制限が10%、20%、もしくは30%となっていたときに、私たちの市民生活はどのように変化をしていくのか。また、企業団としては、この取水制限が10%ずつ増えることによってどういった対応をして安全・安心な水の確保を私たちに提供してくださるのか、まず、その点について1項目めをお尋ねしたいと思います。

次に、スタンドパイプについてでございます。

2011年の東日本大震災を経て、行政、またいろいろな関係機関において防災・減災に対する意識が高まってまいりました。その根底となる地域住民においても、自分たちの安全は自分たちで守ろうということで、自主防災の活動が大変盛んになり、強まってきたということで進んできております。

私の住む取手市においては、107カ所の自主防災をつくっていただきたいというふうにごエリア分けをして進んできているわけでございますけれども、今年一つ増えて88地区目の自主防災会が誕生したということで、残りまだ19ありますが、自主防災に対する皆さんの熱い熱意と同時に、そういった設立する動きが今出てきているということでございます。

そういった中で、防災に関する基本的な考えとして、自主防災の皆さんは、自助、公助、共助と、この精神をもとに自主防災会活動を進めているわけでございますけれども、東日

本大震災のいろいろな教訓を経て感じていることは、公助の部分において、なかなか現地に、公共の行政側がいろいろなことをして早く来ようとしても、なかなかそこが思ったようにいかない。そのためには、自助、共助の精神をさらに強めて自主防災活動を強固なものにしていかなければならないと、そういう話が出ているところが現状でございます。

その取り組みの一環として、スタンドパイプの話がございます。

スタンドパイプというのは、この県南水道が引いてくださっている消火栓を開けて、パイプとこの筒先をつけて、消防車、消防団が来る前に火災が起きているところへ初期消火活動をする。自主防災会がやらせてもらえるのであれば、そこを自分たちの手でやらせていただきたいと、防災会の中でも進んで取り組んでいるところはそういうお話をさせていただきました。

そういった意味で、この消火栓を管理する県南水道企業団の考え方をしっかりとお尋ねした上で、地元の自治体の消防本部や防災に関係する部署に対して、いろいろなお話を進めていきたい、そのように思っているところでございますので、スタンドパイプに対する考え方をお尋ねしてまいりたいと思います。

そして、三つ目となりますが、配水管の布設工事、新設の進捗についてでございます。

取手市議会議員は、1月24日に改選をして、今、私たち4人の議員がこの水道議会に派遣されているわけですが、私も水道議員としては長く2期やらせていただいている中で、選挙の時期ばかりではありませんけれども、地域においていろいろな活動をして地域の皆さんのお声を聞く際にいろいろな要望をいただくわけです。

そういった中で、県南水道のお水を引いてくだされば本当に助かるんだよと。今、井戸水を使っていて、だんだん水質が悪くなってきて、洗濯物は乾けば黄ばんだ色になってしまったり、また臭いもするし、水も飲み水には適してないよと。お風呂に入ってもお風呂の水がぬるぬるして、なかなか今の井戸水では対応し切れないので、どうか県南水道さんに早く言っていただいて、そして自分の家に県南水道を引きたいと、そういうお願いが、こういう選挙の时期的なものもありますけれども、そういうことを多く皆さんからいただく機会がございます。

そういったときには、ただ口頭で、県南の所長さんのところへ駆け込んで行ったりしますが、何とか引いてほしい、そういうお願いは常にやっておりますけれども、そればかりではなくて、しっかりと文章にして、何件の方がどのように困っていて、加入をしたくて、そしてこのことを一日でも早く進めてほしいと、そういう要望書にして提出し、そういう形で自分のエリアに早く水道が来るチャンスを待つと。そういうことが、今までの流れの中でやってきた経過でございます。

その中できょう質問をさせていただきたいのは、今、そういう形で懸案となって新設を希望している希望件数と、1年間においてどの程度その希望、要望に沿って新設が行われているのか、そういう点を1回目の質問としてお尋ねしたいと思います。

以上、3項目の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

＜細谷雄一 次長 登壇＞

○細谷雄一 次長

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、利根川水系の取水制限による住民への影響及び企業団の対応についてですが、これまでの経緯から申し上げますと、6月13日に利根川上流8ダムの貯水量が1億7,000万立方メートルとなったことから、翌14日茨城県企業局渇水対策連絡調整会議が招集され、国土交通省通達により、県企業局利根川浄水場においても16日午前9時から10%の取水制限を実施しております。

当企業団は、利根川水系と霞ヶ浦水系の2系統より受水しており、取水制限実施後は、霞ヶ浦水系から通常受水している時間当たり520立方メートルを620立方メートルに増量した応援給水を受けることで、10%取水制限の影響なく平常運転で送水しております。

今後の雨量にもよりますが、利根川上流8ダムの貯水量が1億5,000万立方メートルを下回ったときには、翌日の午前9時より取水制限を20%に引き上げることが決定しております。その際は、さらに霞ヶ浦水系より受水量を時間当たり760立方メートルに増量し応援給水を受けることが可能なため、急激な需要がない限り、平常運転で送水できると予測しております。

さらに、制限率が30%に引き上げられた場合には、霞ヶ浦水系からの応援給水を時間当たり860立方メートルまで増量し対応する予定となっております。しかし、かなり厳しい数字となってくるため、場合には減圧運転での送水となり、高台地区においては多少の水圧不足の影響が予想されると思います。その際の対応として、高台地区で水圧測定等を行い、運転調整をすることで、極力住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう取り組んでまいります。

また、大口需要者に対し個別に節水の呼びかけを行うとともに、防災無線、広報車等で節水の呼びかけを行う予定であります。

次に、スタンドパイプを活用し、消火栓を使つての住民による初期消火活動についての当企業団の考えについてありますが、水道法の規定により、消火栓の設置及び維持管理は水道事業者が行うこととなっております。しかし、実際に消火栓を使つて消火活動を行うのは消防署であることから、現時点では認められないと考えております。

東日本大震災以降、住民の防災意識の高まりにより、自主防災組織が訓練のために消火栓の使用を相談してきた経緯がこれまで4件ございます。当企業団としては、住民の方だけによる消火栓の使用は、作業に伴う事故や怪我、消火栓本体の破損、消火栓操作による濁水などを招くおそれがあることから、基本的には許可をしておりません。

ただし、消防署の申請による自主防災組織が行う訓練のための消火栓の使用については、消防署員の指導、立ち会いを条件に許可した経緯がございます。

次に、住民の皆様から要望される配水管布設の全要望件数と今後のその対応についてですが、現在の水道管布設整備の要望件数は19件で、昨年度は6件、今年度は現在2件の要望書が提出されております。これらの要望については、新規拡張工事の予算の中で、地下水の急激な水質悪化等の緊急性、その他の工事との関連や費用対効果などを考慮して計画、施工をしております。昨年度は7件施工いたしまして、今年度は4件の施工を予定しております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。13番、佐藤隆治議員。

<13番、佐藤隆治議員 登壇>

○13番（佐藤隆治 議員）

ご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の利根川の取水制限についてでございますが、10%が20%、30%と増えていくことになって、利根川水系ばかりではなくて、霞ヶ浦の水を活用しながら市民の皆さんに支障を来さないように取り組んでいくというお話をいただいたのかと思っております。

私、利根川水系の上流のダムの貯水率が低くなったことよっての制限の中で、川の水は絶対になくなることはないだろうということで、そういった中でも取水制限が起きると。利根川から取る水を10%、20%と減らしていかなきゃいけない分を霞ヶ浦で補っていくというので、一つ安心はしたのですが、しかしながら、こういう時期において水が不足している、大変だということをもう少し市民の皆さんに知っていただくためにも、県南水道といたしまして、行政とのいろいろな話し合いのもと、水の大切さ、日ごろの日常生活で使う水の大切さを啓発する機会を設けていただき、節水に対する協力をもっともっと進めていただきたい、そのように思っているところでございます。

もう一つは、二つ目のスタンドパイプについての質問ですが、水道法の関係から、県南水道が許可できるのは消防署に対しての許可であって、自主防災会に直接出せるものではないというのは先ほどの答弁の中で分かったところでございますが、ぜひともこのスタンドパイプを使って自分たちの地域を守っていききたいという自主防災の活動に目を向けていただいて、直接の応援はできないけれども、そういった活動においては大いに進めていけるようなバックアップをぜひともしていただければと、スタンドパイプに対するお願いでございます。

そして、最後、三つ目の配水管の新設についてでございますが、県南水道を引きたいんだけれどもどうしたらいいのだろうという願いは、常に地域の皆さんからいただく課題であって、そのエリアがどこまで水道管が入っているのかとか調査するとき、費用対

効果というのは考えるべきだとは思いますが、費用対効果を考えると1,000万円や2,000万円かかるかもしれないところに数軒しかないよというのが実情でありまして、そういった方々が本当に困って要望を出しているという現実でございます。

採算にならないからできないというのもなかなか困った話でございますので、これから大きな住宅とか集落ができたときには入りやすいものであるかもしれませんが、まだまだ細かく小さいところで待っている皆さんが多々あって、一日も早く通してほしいと言っているお願いと、採算性も考えなきゃいけない難しい本当の課題であると思いますが、今19件あるということでもありますので、これから少しでもここに対する予算を計上していただいて、今後この方たちに、何十年も待たすとかではなく、何年かのうちに一つでも二つでも、また3市1町で構成されている水道議会でございますので、その優先順位もあるでしょうし、水質も悪くなってきている現状があるので、そういった皆さんに対して、一日も早く水道を繋げてあげられるように県南さんのほうで努力していただきたいと思います。最後の三つ目は、そういったことをお願いして質問を終わりにさせていただきたいと思います。ご答弁よろしく申し上げます。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。腰塚信行配水課長。

<腰塚信行 配水課長 登壇>

○腰塚信行 配水課長

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

取水制限についてのお話を少しさせていただきたいと思います。本日9時現在、利根川8ダムの総貯水量は1億9,000万立方メートルで、制限開始より若干増えております。しかし、梅雨明けということで多くの雨量が期待できない現状でありまして、水道事業者として、水の大切さを常にホームページ上でも呼びかけておりますが、これからはこれを機として、各構成市町と協力して水の大切さをアピールしていきたいと考えております。

続きまして、消火栓の管理についてであります。水道法第24条の規定では、消火栓の設置及び維持管理は水道事業者が行うことになり、それに要する費用は各市町村で負担するものとなっております。

自主防災組織だけで行う消火栓の使用について、当企業団としての考えであります。先ほども申し上げましたが、消火栓の使用には非常に危険が伴います。また、操作時に水の流れが変わることで濁水を発生させ、近隣の住民の方に影響を及ぼす可能性もあります。このようなことから、消防署以外の使用については、現時点において許可はできないと考えております。

しかし、今後、自主防災組織による消火活動については、関係機関である消防署、各構成市町より協力等依頼があれば、その方向性について検討してまいりたいと思います。

次に、要望についてであります。まず、過去2年間の要望地区に対する工事費の実績

は、平成26年度が8地区で7,900万円、平成27年度が7地区で6,300万円であります。2年間の加入実績については、総要望世帯数が83戸、うち65戸が水道に加入し、18戸が未加入であります。全世帯に加入していただけない現状であります。また、平成28年度は4地区で5,400万円を計上しております。

本格的な維持管理の時代を迎え、新規に布設するための予算がとりにくくなる状況ではありますが、過去の予算実績を踏まえ、毎年5,000万円程度確保する努力をし、要望にお応えできるよう考えております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで佐藤隆治議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

今回は、鉛管、石綿管の布設替工事について、そして構成団体の災害時二次避難場所の加入状況について、大きく2点ご質問をいたします。

1点目の鉛管、石綿管の布設替工事についてですが、まず、鉛管についてです。

家庭などの水道管の一部に使われている鉛管からの鉛の溶出について、昭和57年以前に水道の引き込み工事をしているところでは、配水管から分かれる家庭への引き込み管及び水道メーター前後に鉛管が使用されていることがあり、長期間水道を使わなかったときには微量の鉛が溶け出す可能性があるとも言われています。鉛管の交換によって、健康対策はもとより、受水費の削減につながったとも思われます。

県南水道のホームページを見てみますと、水道水中の鉛濃度を低減させるための抜本的な対策としては、鉛製給水管の取りかえが最も有効とあります。配水管の分岐部から水道メーター付近までの鉛管取りかえ工事にかかる費用は企業団のほうで負担をしていると。そして、早期解消に向けて取り組んでいきたいと、そういう文面のもとに、鉛管の残存件数が掲載されております。これは平成28年の3月末現在ですが、龍ヶ崎では1,187件、牛久が2,604件、旧取手市が2,646件、旧藤代町が1,028件、利根町が869件ということで、全体では8,334件鉛管が残存しているということです。これを計画的に改良するには、費用がどのぐらいで期間がどのぐらいかかるのか、現状と計画について伺います。

2点目としましては、有収率を上げる効果との関係で今後の目的を持った計画についてです。

有収率については、事業年報を見てみますと、平均90%で推移していたものが、3.11の大震災で23年度は87.4%に落ち込み、25年度決算では89.1%、26年が90.1%、27年度が91.1%と、わずかずつ上昇する形で推移をしています。今でも県から買っている水の約10%近くの水が無駄に流れている。これを防ぐことで、県に対して無駄な料金を払うこと

をも防ぐ手だてとなる対策であります。さらなる効果を生み出すための手段を、今後どう目的を持って計画をしていくのかについて伺います。

次に、石綿管の布設替工事についてです。

平成25年3月に発行されました県南水道事業地域水道ビジョン、これにおいては、当時事業計画は年に2,500から6,500メートル実施し、平成37年度までに完了させますとあります。耐震管を使用し鉛管の更新も合わせて行う、これによって管路の耐震性が向上し、漏水も減少しますとあります。計画では、28年度には3,500メートルの布設替えが終了し、残存延長は5万1,813メートルとなっていますが、現状と計画について伺います。

また、土浦など他団体での実績をどう見るかということですが、全国でさまざまな取り組みがされていますが、近隣の土浦市の状況を調べてみました。

土浦では、3.11の大震災から老朽管の布設替えに取り組んで、有収率は平成23年度92.53%だったものを、27年度には93.30%にまで引き上げることができたと言います。石綿管については、既に布設替えは完了しているので余り多くはなかった。鉛管については、メーター交換のときに発見して対応している。宅地内漏水調査も行っている等々でしたが、一番は、地盤が弱い地域に対応したことで効果があらわれているとのことでした。かなりゆとりを持った対応と見られます。

こうした他団体での実績を参考にしながら進めていくことも必要ではないかと考えますが、企業団の考え方、見解を伺います。

大きな2点目で、構成団体の災害時二次避難所の加入状況についてです。

災害時二次避難所といいますと、災害が起きたときに自宅に戻って住むことが困難になった被災者が身を寄せる学校であるとか体育館、また福祉センター等々の公共施設です。構成団体の災害時二次避難所の加入の状況、努力及び計画について伺います。

また、配管の計画についてですが、今、佐藤議員のほうでも配管の要望があつてというお話もありましたが、私のほうでは、この配管の問題について、既に布設されている場合には、各市町で、公共施設のほうで接続の努力によって実現すると思いますが、例えば牛久で言いますと牛久の福祉センター、ここは3.11の災害時には福島等々からも受け入れを行いました。日常的に福祉センターとして活用されていることから、利用者には大変好評だったと聞いています。畳の部屋があり、お風呂があり、調理場があつて、食事の提供も行われました。中には、転々としたけれども、やっとここにたどり着いて助かった、亡くなってしまった人もいるけれども、ここなら大丈夫だったのではないかという声も寄せられたと聞いています。県内でも福祉避難所としては一番だそうです。

しかし、水道が引かれておらず、井戸が枯れたり、地下水脈の変動があつたりした場合を考えると、水道を布設するべきではないかと考えるところです。しかし、接続をするにはあと2、3キロ必要と聞いています。こうした場合に、年次計画をもって行うということは可能かどうか、この点についてお伺いをいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一 次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鉛管と石綿管の布設替工事の現状と計画についてであります。まず、鉛給水管は、平成27年度末現在の残存件数、先ほどございましたように8,334件であります。過去5年間の取りかえ件数は、年平均286件であります。今年度は約400件の取りかえを予定しております。

なお、鉛給水管の取りかえ費用につきましては、1件当たり舗装復旧費を含めて約25万円です。よって、総取りかえ費用は約20億8,350万円となります。期間については約28年間を要します。

次に、石綿管は、平成27年度末現在の残存距離は5万6,001メートルで、過去5年間の布設替距離の年平均は1,700メートルです。今年度は約2,000メートルの布設替を予定しております。石綿管の総布設替費用は約50億円程度が見込まれ、期間については約33年を要すると推計しております。

次に、有収率を上げる効果とその関係で、今後の目的を持った計画についてですが、有収率を上げるためにも、漏水の発生率が高い鉛給水管の取りかえ、石綿管の布設替は、当企業団にとって急務であり、重要課題であります。

今後の計画につきましては、財政の厳しい中、収支状況を見極めながら、水道ビジョンの基本計画書に基づき、実施できるよう努力していきたいと考えております。

次に、土浦市などの他団体での実績をどう見るかについてですが、近隣団体を参考に平成27年度末時点で申し上げますと、土浦市では鉛給水管件数38件で、石綿管残存距離はゼロ、有収率は93.3%、つくば市は鉛給水管件数471件で、石綿管残存距離はゼロ、有収率は92.12%です。

この実績を見ますと、鉛給水管及び石綿管の更新工事が進んでいる事業体は、当企業団の有収率91.1%と比較すると良好な状態にあると思われれます。今後も、財政状況を見ながら、少しでも早い時期に対応してまいりたいと考えております。

次に、構成団体の災害時二次避難所の加入の現状、努力及び計画についてですが、構成団体全体で二次避難所の数が113カ所、うち水道未加入の場所が6カ所です。構成団体別に見ますと、取手市は、避難場所34カ所中未加入が1カ所、龍ヶ崎市は、避難場所45カ所中未加入が2カ所、牛久市は、避難場所19カ所中未加入が3カ所、利根町は、避難場所15カ所中未加入が0カ所となっております。既に前面道路に布設済みの場所や、将来布設計画を持つ場所もありますことから、構成団体においては積極的な加入をお願いするところであります。

次に、牛久福祉センターへの接続についてであります。接続するには約3キロメートルの布設延長があり、他に住宅もないことから、現時点において計画を持つことは難しいと考えております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

ただいま鉛管や石綿管の他団体との比較などもお話しいただいたのですが、土浦、つくばなどは、独自にやっているところから対応がしやすいのかなと思っておりますが、余りにもこの進捗状況に差があり過ぎるのではないかと思うわけです。漏水をなくすためにということも一つ大きな基本になることだと思っておりますが、そのために何が考えられるのかということによって、漏水をなくすことによって、給水収益も上がって受水費も下がるとなれば一挙両得なわけでありまして、受水費が高くて何としても下げてほしいと県に対してこぞって要求していただいているところですけども、並行して漏水対策の効果ということも追求していかなければならないわけで、鉛管、石綿管布設替えが、急務であるということでしたけれども、漏水の調査、そして技術を駆使してその対策を急いでいただきたいと思っております。

効果が分かりにくいと言われていたところもあるわけですけども、今回の決算から見ても、鉛管の布設替えと給水収益、受水費との関係が明らかになってきたことではないかと思っておりますが、その点、もう一步どのように進めていくのか、再度伺いたいと思っております。

それから、構成団体の災害時の二次避難所の加入状況についてですが、かなりのところが加入をしてきていると。まだ未加入のところもあるわけですけども、この福祉センター、3キロあって計画が難しいということでしたけれども、もし何らかの災害等によって井戸の水が枯れた場合、何か事態が起きた場合、県南水道として、給水車の配備などそうした対応は可能でしょうか、伺います。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。本多裕之管理課長。

<本多裕之 管理課長 登壇>

○本多裕之 管理課長

鈴木議員の質問にお答えいたします。

漏水をなくすために考えられることをあえて挙げるとすれば、鉛給水管、石綿管、その他老朽管の更新工事を行うことが重要と考えます。以上です。

○柳井哲也 議長

秋田浩樹工務課長

<秋田浩樹 工務課長 登壇>

○秋田浩樹 工務課長

次に、牛久福祉センターの井戸が使用不可能になった場合ではありますが、企業団の給水車の貸し出しも可能になっておりますので、応急給水での対応をお願いしたいと思います。以上です。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、杉野五郎議員。

< 10番、杉野五郎議員 登壇 >

○10番（杉野五郎 議員）

通告に従い、一般質問を行います。

本年2月5日開催の第1回定例会において行いました一般質問、持続可能な水道事業経営に必要な内部留保資金の確保についてと題して、地域水道ビジョンについてただし、提案をさせていただきました。本定例会でも、その続きになろうかと思えます。つまり地域水道ビジョンを具現、実現を推進させるにはどうしたらよいか、つまりその方策についてただしていきたいと考えております。

質問に入る前に、なぜ私が地域水道ビジョンの実現にこだわっているかと申し上げますと、ご承知のとおり、2011年3月11日発生の東日本大震災、既に5年以上の年月が過ぎております。いまだに復興途上にあります。さらに、本年4月14日には熊本地震が発生し、甚大な被害を余儀なくされました。

驚くべきは、ここにありますが、新聞で報道されておりましたけれども、6月16日の報道ですが、今後30年間に強い地震が発生する確率を示す全国地震予測地図が、政府の地震調査研究本部から発表されました。記事を見ますと、県下で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が最も高い自治体は、神栖市90.3%、次に龍ヶ崎市の86.2%、3番目が水戸市80.7%でありました。また、当該企業団構成の市町の確率は、利根町が55.6、牛久市が55.4、取手市が51.6とのことでした。どうしてこれはばらつきがあるのかなと考えますと、震度測定機器が設置されている場所が役所、役場付近とのことですので、そういったばらつきが出たのかなと。ここで言いたいことは、やはりこの県南地区は高い確率にありますよということと考えております。

昨日深夜にも茨城北部で地震が発生し、マグニチュード5.3、日立市、常陸太田市でも震度5弱の地震が発生したと、けさ報道されております。この県南地域は、きのうの11時過ぎ震度3だと報道されておりました。このところ地震発生頻度が多く感じられております。

以上のことから、水道というライフラインの耐震強化を含めた更新等をしっかりと計画的に優先順位を決めて実施していかなければならないと思えます。将来世代へ当該更新工事を先送りし、ツケを将来世代へ回すことは、絶対に避けなければならないと強く考えま

す。

さて、講釈はこの程度にいたしまして、最初にお伺いしたいと思います。

地域水道ビジョンの計画期間は、平成25年度から平成33年度の9年間とし、水道事業基本計画、平成25年度から平成43年度の19年間、この長期計画の中期計画と位置づけられておりますけれども、この地域水道ビジョンについては5年ごとに見直すと前回の質問でもお答えをいただいておりますが、その見直し作業は進んでいるのでしょうか、進捗状況についてお伺いしたいと思います。また、いつごろその見直しが完了するのでしょうか、その見通しのほどをお示してください。

続いてお伺いいたします。

質疑のほうで、当該企業団の損益分岐点、損益状況等についてご答弁いただきましたが、このような損益状況が続くようでは、監査委員が指摘されているように、当該企業団の抱える大きな課題である管路更新率を向上するための財源を確保することは困難と思われませんが、損益分岐点を下げ、損益状況を抜本的に改善する対策についてお示してください。

これで1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域水道ビジョンの5年ごとの見直しの進捗状況についてであります。当企業団における現行の地域水道ビジョンは、平成18年度に策定したものを、利根町水道事業統合を経て平成24年度に見直しを行ったものであります。また、フォローアップのため5年ごとに見直しを行うこととしております。

これについては、平成25年3月に厚生労働省が公表した新水道ビジョン等の方針にのっとり、更新計画や耐震化計画を踏まえた改訂版の作成を委託業務として平成29年度に予算を計上する予定としております。そして、年度内の完成及び公表を目指しております。

次に、損益分岐点を低めて、持続可能な水道事業に必要な財源を確保するための抜本対策についてということですが、費用の削減という観点から見た場合、やはり営業費用の50%以上を占める受水費の引き下げがない限り、大幅な改善は見込めないと考えております。

受水費の引き下げの取り組みにつきましては、今年の2月と5月に県南広域受水8団体が集まり、県の料金単価に関する情報を共有化するための会議を開催しております。平成22年度から続けている同8団体連名での県企業局へ対する受水単価及び損益分岐点の固定費にもかかわってくる契約水量の引き下げを求める要望についても、この会議の意見を反映させた要望書を作成し、提出を行う予定となっております。まだ受水費の引き下げには

つながっておりませんが、今後も引き続き粘り強く要求してまいりたいと考えております。以上でございます。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

< 10番、杉野五郎議員 登壇 >

○10番（杉野五郎 議員）

ありがとうございました。2回目の質問を行います。

まず、地域水道ビジョンの見直しについてであります。ぜひ精度の高い財源の裏付けのある計画にさせていただきたいと思っております。計画の見直しの前提となる人口推計、水需要等の基礎データについては、期待値ではなくて、先を見通した将来の見通しを確実に見込んでいただきたいと思います。各自治体で人口ビジョン、将来ビジョンを策定されておりますが、その内容についても、やはりこれからもう少し精査をしていく必要があるのではないかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、更新の優先順位については、取捨選択を考慮の上お願いしたいと思っております。優先順位を決めて進めていただければなと考えております。

続いて、損益状況を抜本的に改善することについてであります。ご答弁いただきましたように、浄水費、受水費が25億円の営業費用は、営業費用に占める割合が52%となっております。これは毎年同じ傾向になっております。この構造を変えていかないことには、財源が確保、先ほどの石綿管とか、鉛管とか、そういった問題について対処できません。ぜひその受水費の単価を引き下げ、損益分岐点を低くして、損益構造の改善に大きく寄与できることをお願いしたいと思っております。

先ほどのご答弁にもありましたが、県企業局へ受水費単価の引き下げの要望を、実現するまで根気よく続けていただきたいと思います。ちょうど平成29年度から平成31年度料金見直しが県企業局で本年度行われるということですので、8団体で強力に要望していただければなと思っております。

続いて、先ほどは受水費について申し上げましたけれども、固定費について、それを削減するための方策についてであります。

当企業団の水道事業決算報告書では、収益的収入及び支出、それに資本的収入及び支出との二つの分類に分かれておりますが、資本的収入及び支出のうち支出を見ますと、今期の決算では12億円、これは税込みです、の建設改良費が支出されています。

一方、議案第3号の冊子、36ページのキャッシュフロー計算書を見ますと、2の投資活動によるキャッシュフローの中に、有形固定資産の取得による支出11億円、これは税抜きでございますけれども、そのことが記載されております。両者の違いは、税込み表示か税抜き表示であり、内容は同じであると考えます。この大きな金額が、管路更新等の投資額になるわけです。大部分は新規の水道工事とみなしてよいかと思っております。

何を言いたいかと申し上げますと、この税込みで12億、税抜きで11億円を固定費とみなすことができるのではないのでしょうか。この固定費を削減することができないだろうか。この大きな金額に手をつけていかないとまずいのではなかろうかと考えております。

先ほどの質疑でも受けましたように、審査意見書の中の2の審査意見、エで、入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率はその平均で94.4%であったと。一般的には、落札率が95%を超えていると適正な競争原理が働いていない可能性が高いと言われていることもあり、疑念を抱かれるおそれがないよう、引き続き適正かつ透明性の高い契約事務の運営に努められたいと、監査委員が鋭く指摘しております。これは私が申し上げたわけではなく、当企業団の監査委員が決算書を見て指摘されております。

そこでお伺いいたします。

過去3年間の入札契約の落札率の実績推移についてお示してください。また、疑念を抱かれない対策についても合わせてお示してください。

なお、参考までに、全国市民オンブズマン連絡会議などでは、90%以上は談合の疑いがあり、95%はその疑いが極めて強いとも指摘されていますことを申し添えておきます。

それでは、ご答弁お願いいたします。よろしくどうぞ。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。野中 治経営企画課長。

<野中 治 経営企画課長 登壇>

○野中 治 経営企画課長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

過去3年間の入札契約における予定額に対する落札率についてですが、平成25年度が92.2%、平成26年度が93.4%、平成27年度が94.4%となっております。監査委員の意見にもありますように、入札につきましては、引き続き適正かつ透明性、競争性が確保される契約事務の運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで杉野五郎議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○柳井哲也 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成28年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

午後 3時46分 閉 会

- 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 28 年 7 月 28 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 10 番

議員 11 番